

従業員各位



## 平成 23 年分給与所得者の扶養控除等（異動）申告書の記入注意とお知らせ

### 【 1 】平成 23 年から扶養親族の扱いが変わります！

平成 23 年支給の給与から、支給の際に徴収される源泉所得税額を計算するために必要な扶養親族の人数の求め方が変更されます。

今年の年末調整の際に必要な「平成 23 年分給与所得者の扶養控除等申告書」の記載の仕方が変わりましたのでご注意ください。

#### 16 歳以上（平成 8 年 1 月 1 日以前生まれ）の扶養親族

控除対象扶養親族として、扶養控除等（異動）申告書の主たる給与から控除を受ける B 欄 控除対象扶養親族に記入して下さい。

#### 16 歳未満（平成 8 年 1 月 2 日以後生まれ）の扶養親族

16 歳未満の扶養親族として、扶養控除等（異動）申告書の下部の住民税に関する事項欄 16 歳未満の扶養親族に記入して下さい。

### 【 2 】平成 23 年より源泉徴収税額が変わります！

改正により、子ども手当の創設で中学校修了までの子ども一人につき、月額 1 万 3 千円が支給されることになっています。これに伴い、16 歳未満（平成 8 年 1 月 2 日以後生まれ）の扶養親族については、源泉徴収税額を求める際の扶養親族等の数には含まれなくなりますので、ご注意下さい。

〔例：社会保険料等控除後の給与等の金額が月額 250,000 円の者に、16 歳未満と 16 歳以上の扶養親族が一人ずついる場合〕

今回の変更により、16 歳未満の扶養親族がある方については、平成 23 年から源泉徴収税額が増額し、手取額が減額することになります。

平成 22 年			→	平成 23 年		
給与額	源泉徴収税額	手取額		給与額	源泉徴収税額	手取額
250,000 円	- 3,230 円	= 246,770 円		250,000 円	- 4,820 円	= 245,180 円
* 扶養親族が 2 人で計算します。				* 扶養親族が 1 人で計算します。 16 歳未満は除かれます。		

以上